しゅわわせ"な地域共生社会をめざして

三原市等詩

Mihara City Sign Language Ordinance

を制定しました。

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが 安心して暮らせる共生社会の実現をめざして、「三原市 手話言語条例」を制定しました。県内の市町では6番目 の制定です。手話が言語の一つであることを理解し、手 話を使いやすい環境を整えていきます。

間障害者福祉課(Ⅲ 0848-67-6060 Ⅲ 0848-64-2130)

"しゅわわせ"とは

「手話が少しずつ広まって、手話で話ができる三原、誰もが 幸せになれる三原になる」という願いを込めています。



クルうきしろ 手話サ-

クルうきしろ 森川さん

三原ろうあ協会

井原さん

田中さん

は

の一つ

位置づけられたものの、いまだ認識 めざすことを目的に制定しました。 条約や法に手話が言語であると そして、

理解や手話言語の普及を促進しま せん。条例を制定し、手話言語への が不十分で、環境整備が進んでいま うことができる共生社会の実現を 誰もが社会に参加し、 障害の有無に関わらず 互いに支え合

条例制 定の背

障害の有無に関係

な

できる共生社会を

用して意思疎通をしています。

手話は手指や体の動き、表情など 声で会話をするのと同じように、 う者)は、手話を第一言語として使 されました。 平成18年に国連で条約が採択さ れつきもしくは言語を獲得する から耳が聞こえない人たち(ろ 視覚を使って会話をします。 「手話言語」 言語の一つであると定義 耳の聞こえる人が音 ŧ 「音声言語」

手話を理解しましょう 目で見て会話をする 話 語

条例にはこれらのことを明記

誰もが安心して暮らせる 地域共生社会をめざして

地域の人 ができること

- ●手話が言語の一つであるという ことを認識する
- 手話に興味を持ち、手話を覚える

事業者 ができること

- ●耳が聞こえない・聞こえにくい人が 利用しやすいサービスを提供する
- ●耳が聞こえない・聞こえにくい人が 働きやすい環境を整備する

市•福祉機関 の取り組み

- ●手話通訳者を配置する
- ●手話通訳者を派遣する
- ●手話の出前講座を開催する

条例について ∖詳しくはこちら∕



cililili/

条例制定の 手話言語への 理解を深めて

耳が聞こえる人は自 然に身に付ける音声言 語ですが、ろう者にとっ ては習得が難しく、視覚 的言語である手話言語

県立広島大学保健福祉 学部 准教授 長谷川 純 さん。聴覚障害について の理解普及を支援。

を使うのが自然です。しかし手話言語が認められ ず、自由に使うことができない時代もありまし た。今回の条例が制定されて、音声と手話の二つ の言語が対等であることが明確にされました。手 話に触れる機会が増えて、条例制定の背景や手話 言語を理解する人が増えてほしいです。

理解してサポートを

耳が聞こえない・聞こえにくい人はどんなことに困っているのかを 知ることが、正しいサポートにつながります。

音による情報に気が付かない

病院や銀行、 駅や商業施設な どで必要な情報 が得られないこ とがあります。



外見では気付いてもらえない

外見からは分 かりにくいので、 「無視された」と 誤解されること も。



周囲の状況が分からない

車のクラクションなどが聞こえず危険です。災害時の判断が遅れる場合も。



複数での会話が難しい

複数人が同時に話すと口の動きや表情が見えず、理解できないことがあります。





手話言語を使って楽しくコミュニケーションを

三原ろうあ協会 会長 桶本恵美さん

念願だった条例が制定されてうれしいです。手話は目で見る言葉です。ろう者は目から情報を得ています。手話言語があれば、いろいろな情報が確保でき、その情報により自分で考え、自己決定できる社会になります。手話言語を使用しやすい環境が整うことを期待します。

まずは一歩を踏み出して手話を知ってみませんか?

YouTu<u>beで手話動画</u>

あいさつや日常生活 で使える手話を紹介す る動画「しゅわわせ」 を掲載。



▲市YouTube チャンネル

9月から毎週開催! 手話奉仕員養成講座

間①毎週水曜日 13時30分~15時

②毎週金曜日 19時〜20時30分 **励**サン・シープラザ



「聞こえない?」 _、と思ったら

耳が聞こえない・聞こえにくい人すべてが手話を使えるわけではありません。その人の状態に合わせ、文字を書いたり口の動きや表情などを見せたりして円滑なコミュニケーションに役立つ方法を見つけましょう。

障害のある人のコミュニケーション支援を強化し取り組みます。





「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されました。「三原市手話言語条例」と併せ、聴覚、視覚、知的障害のある人などが情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通ができるまちづくりに取り組みます。





どんな取り組みをするの?

- ●議会の傍聴に手話通訳者を派遣します
- ●要約筆記や点字を学ぶ養成講座を開催 します
- ●市の広報や本を音訳したり点字にして お届けします
- ●コミュニケーション支援用具を給付します

障害にあわせたコミュニケーション例

聴覚障害

【筆談】=文章でやりとりし、短い言葉で簡潔にまとめる 【要約筆記】=話の要点をまとめ即時に文字で伝える スクリーンに映す

視覚障害

【音訳】=印刷物などの文字情報を音声情報にする 【点字】=指先の感覚で読み取ることができる視覚障害者用の 文字の活用

知的障害

【ルビ】=文章の漢字にふりがなをつける 【コミュニケーションボード】=絵や簡単な日本語が記載され たボードを指さして意思をくみ取る